

年収の壁への対応について

全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、

- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

を下記のとおり実施することになり、厚生労働省より事務手続きについて**令和5年10月20日以降の適用**となる通知がありましたので、ご案内いたします。

なお、今回の措置は令和7年に予定されている次期年金制度改正に向けての時限措置となります。

記

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化（130万円の壁への対応）

被扶養者の認定については、認定対象者の年間収入が130万円未満※であることが要件となっていますが、**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明書**を添付することで、扶養認定及び被扶養者に係る確認を可能とします。

なお、「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について連続2回までを上限とします。

※60歳以上又は障害厚生年金を受給している方は180万円未満。

<扶養認定>

令和5年10月20日以降に扶養申請する場合、収入見込みが130万円（180万円）以上であっても、一時的な収入変動である旨の事業主の証明書を提出することにより扶養認定の判断をします。

<資格確認（検認）>

令和5年度（令和4年1月～12月の収入）の資格確認は、当健保は令和5年9月から実施しており、本適用日以前となるため、令和4年の収入が130万円（180万円）以上の場合は、従来通り扶養削除となります。

令和6年度（令和5年1月～12月の収入）の資格確認（令和6年9月予定）の際に、令和5年1月以降の収入が超過した場合、一時的な収入変動である旨の事業主の証明書を提出すれば、扶養認定の判断をします。

- ・今回の措置は、あくまでも一時的な事情として認定を行うことから、基本給（時給）が上がった場合や恒常的な手当が支給された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動と認められません。
- ・事業主の人手不足による被扶養者の方の労働時間延長による一時的な収入変動を対象としており、特定の事業主と雇用関係にない（自営業等）場合については対象となりません。
- ・事業主の人手不足による労働時間延長等のケースとは
当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した
突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した
などが想定されます。

以上

- ・添付資料

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書